島本町教育委員会　会議録（令和８年第１０回　定例会）

会議録確認委員	会議録記録者
髙岡　理恵	教育総務課　小林　貴衣

日　　時	令和８年９月２９日（火） 午前９時３０分　～　午前９時５８分
場　　所	島本町役場４階　議会第１・第２会議室
出　席　者 委員及び事務局職員	横山寛教育長、髙岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、細見知子教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、三代剛次長、南田篤志次長 （教育総務課）伊藤康浩課長、乾真琴参事 （教育推進課）岡澤潤課長兼教育センター所長、杉谷久彌参事 （保育幼稚園課）廣井信弥課長、松本雄太参事 （生涯学習課）坂元貴行課長兼体育館長
欠　席　者 委　　員	丸野亨教育委員
議　　題	第２９号議案　島本町子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について 第１０号報告　令和８年度全国学力・学習状況調査結果」の公表について 第３０号議案　事務局職員人事について
議決事項	第２９号議案、第３０号議案
教育長の報告の要旨	別紙議事録のとおり
そ　の　他	傍聴者なし

教育長　　本日、丸野教育委員から、島本町教育委員会会議規則第３条第３項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は４名です。定足数を満たしておりますので、令和８年第１０回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。島本町教育委員会会議規則第１７条第２項の規定に基づき、会議録確認委員は髙岡教育委員に決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、髙岡教育委員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

お諮りします。

第１０号報告につきましては、一部、学校別の結果を扱うこととなり、その際は、平成２６年第４回教育委員会臨時会にて公表しないことと決定されたことから、今回も同様に公表しないこととすること、また、第３０号議案につきましては、人事案件であることから、島本町教育委員会会議規則第１５条ただし書の規定に基づき、第１０号報告の学校別の結果並びに第３０号議案について秘密会にすることとし、当該議事について最終の議事日程として説明し、お諮りすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、第１０号報告の学校別の結果並びに第３０号議案については秘密会にすることとし、当該議事について最終の議事日程とすることに決しました。

それでは、第２９号議案「島本町子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

保育幼稚園課長　　それでは、第２９号議案「島本町子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第１条第１項第１２号に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

資料の３ページをお開きください。

このたびの改正規則の改め文でございます。

改正内容について、添付資料に基づき御説明申し上げます。

資料の４ページをお開きください。

提案理由は、保育所等を利用する保護者の事務手続の簡素化及び職員の事務負担の軽減を図るため、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要は、資料の「２　議案の概要」に記載するとおりですが、具体に新旧対照表を用いて御説明します。

資料の５ページをお開きください。

今回の改正は、第４条第１項の規定を改正し、「６０日」とあるのを「９０日」に改め、ただし書を削るものでございます。

求職活動の事由により保育認定を受け、保育所等の施設や一時預かり等の事業を利用する場合の認定期間については、国の子ども・子育て支援法施行規則において、「効力発生日から、同日から起算して９０日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日までの期間」と定められております。これに基づき、町の施行細則において、その「９０日を限度として市町村が定める期間」を６０日とし、やむを得ない事由があると認めるときは例外的に９０日とする旨、定めているところでございます。

しかし、昨今の課題として、当初の２か月余りの認定期間、求職活動期間中に保護者の就職先が決まらないために、認定期間を上限まで１か月延長する申請がなされる事例が増え、保護者側、町側双方の手続負担になっている状況がございます。

一方、求職活動の場合の認定期間の基となる期間については、先ほど述べましたように、国の施行規則で「９０日を限度として市町村が定める」とされているところ、現状、府内のほとんどの自治体においては、「市町村が定める期間」を初めから９０日としております。

以上申し上げた事情を踏まえまして、町も他団体と同様の運用に改めることにより、事務手続上の改善を図るものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長　　これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員　　現行のやむを得ない事由というのは、就職が決まらないことが多かったということが大きな要因だった、ということで解釈していいでしょうか。

保育幼稚園課長　　やむを得ない事由があって、元々６０日が経過する日の属する月の末日までの期間を更に１か月間延長するところにつきましては、委員おっしゃるように、当初の期間中に新たな転職先や就職先が決まらなかったために更に認定期間を延長するといったものでございます。

教育委員　　そうすると、９０日というのは、その妥当性があるということですかね。６０日ではちょっとなかなか難しいけども、９０日あれば、その中で就職活動もできるだろうという辺りからの９０日、ということでしょうか。

保育幼稚園課長　　今回の改正におきまして、求職活動の場合の期間、これは、本町では現在、初期設定を６０日としているところを９０日とするのが、今回の改正の概要でございます。今回、その９０日に変える根拠といたしましては、国の子ども・子育て支援法の施行規則におきまして、市町村が定める期間、これにつきましては９０日を限度としてその範囲内で市町村がそれぞれで定めることになっております。ですので、６０日にするか、９０日にするかといったところにつきましては、国の法令においても９０日が限度となりますので、今回、その上限である９０日に、本町においても改めるものでございます。

教育長　　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、可決することに決しました

それでは、第１０号報告「「令和８年度全国学力・学習状況調査結果」の公表について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事　それでは、第１０号報告「「令和８年度全国学力・学習状況調査結果」の公表について」、御説明申し上げます。

それでは資料９ページの「学力・学習状況調査 結果概要」を御覧ください。

学力に係る調査は、小学校は国語、算数の２教科、中学校は国語、数学、英語の３教科について実施されました。なお、中学校英語につきましては、１人１台端末を活用したオンラインのＩＲＴ方式で実施されました。ＩＲＴとは生徒の正答・誤答が問題の特性によるのか、生徒の学力によるのかを区別して分析し、生徒の学力スコアを推定する統計理論のことを指しております。

今回の調査において、小学校の平均正答率は、国語では、全国平均を７．１ポイント上回り、算数でも、９．６ポイント上回る結果となりました。中学校の平均正答率については、国語では、全国平均を６．１ポイント上回り、数学でも６．０ポイント上回る結果となりました。英語につきましては、全国平均を基準とし、ＩＲＴに基づいて各設問の正誤パターンの状況から学力を推定する、ＩＲＴスコアで全国平均を６３ポイント上回りました。無回答率につきましては、小学校、中学校ともに全ての教科区分において全国平均と比較して良い結果となりました。

次に、１０ページのアンケート（抜粋）を御覧ください。みづまろキッズプランで身に付けさせたい力である「自己表現力」「課題探究力」「社会参画力」が身についたかの指標の一つとして、本アンケートを活用すべく、いくつかの設問について結果を掲載しております。

今年度の成果といたしましては、「学校に行くのは楽しいと思いますか」という設問の肯定的回答割合が、昨年度と比較して小学校で２．８ポイント、中学校で１．８ポイント上回りました。各学校において、児童・生徒が主体となった学校行事や各学校が地域資源・人材を活用した特色ある学校づくりを推進した成果であると分析しております。学校に行くのが楽しいと感じることは、学校生活はもちろん、みづまろ

キッズプランで育てたい三つの力の基盤であるため、これが単年の結果とならぬよう、今後も、教員の指示によるものだけではなく、児童・生徒主体の学校づくりの取組を継続してまいります。一方、他者との意見相違を楽しめるか、実際に地域や社会をよくするために何かしてみたいか、についての設問では、小学校において肯定的回答割合が、昨年度の本町結果を下回ることになりました。「みづまろキッズプラン」における「社会参画力」の育成のために、授業において、「話し合いをしたか」ではなく、「異なる考えに触れ、考えを深めたり考えたりすることができたか」を授業改善の視点にする必要がございます。この内容を踏まえ、各学校に指導助言を続けてまいります。

以上説明させていただいたことを、文章化し、まとめました資料９ページ、１０ページを、地域・保護者への説明責任を果たすため、ホームページで、更に簡略化したものを「広報」にて公開したく思います。一旦、以上です。

教育長　ここからの説明につきましては、学校別の結果を扱うこと、また、次の第３０号議案については、人事案件であることから、会議の冒頭にて、秘密会とすることが決定しております。

それでは、引き続き、第１０号報告「「令和８年度全国学力・学習状況調査結果」の公表について」の学校別の結果について事務局の説明を求めます。

教育推進課参事　［「令和８年度全国学力・学習状況調査結果」の公表について説明］

教育長　ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

（質疑応答内容非公開）

教育長　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長　ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

それでは、第３０号議案「事務局職員人事について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育こども部長　［「事務局職員人事について」説明］

教育長　これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

（質疑応答内容非公開）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

以上をもちまして、令和８年第１０回教育委員会定例会を閉会いたします。